



仁淀川町結婚支援事業

「縁結びの家 によどがわ」

手引き

## もくじ

1. 目的	3
2. 会員について	3
3. 入会・退会について	3
4. 活動内容	4
5. 活動の流れ	5
6. アドバイザーについて	6
7. 相談窓口開設時間について	6
8. 会員登録の抹消について	7
9. 費用の負担、助成金について	7
10. お見舞金制度について	8
11. 保険加入について	8
12. 個人情報保護について	9
13. その他の留意事項	9
14. 様式一覧	10

## 1. 目的

縁結びの家 によどがわ(以下「縁結びの家」という。)は、高知県の婚活制度の利用促進を図り、婚活サポーターが出会いの場や結婚を希望される町内外の独身者を、結婚にむけてサポートしていくことを目的とします。

また、仁淀川町が抱える過疎高齢化・少子化に歯止めをかけることを目的とします。そして、会員を増やし交流することで、仁淀川町特有である点在している集落間の繋がりを強化し、仁淀川町の活性化を促します。

## 2. 会員について

◆ 3つの会員種別があります。

①婚活サポーター(以下「サポーター」という。)

条件：高知県婚活サポーター登録者

②婚活サブサポーター(以下「サブサポーター」という。)

条件：高知県婚活サブサポーター登録者

③仁淀川町婚活応援団員(以下「応援団員」という。)

条件：20歳以上の者

◆ 県主催の「婚活サポーター養成講座」を受講し、会員登録を行うと、サポーター及びサブサポーターに登録することができます。

◆ 応援団員は、「婚活サポーター養成講座」の受講は必要ありません。



## 3. 入会・退会について

◆ 入会手続き

所定の「入会申込書」(様式第1号)及び「個人情報保護に関する誓約書」(様式第2号)に必要事項を記入し、添付書類とともに縁結びの家に提出してください。添付書類は以下のとおりです。

婚活サポーター：高知県少子対策課発行の名刺もしくは名刺の写し  
本人確認書類の写し

婚活サブサポーター：高知県少子対策課発行の名刺もしくは名刺の写し  
本人確認書類の写し

婚活応援団員：本人確認書類の写し

書類を確認したうえで、縁結びの家から「会員証」(様式第3号)が発行されます。その際「会員証 受領書」(様式第4号)をご提出ください。

また、結婚支援活動の際は会員証を身に付けていただくようお願いします。  
登録内容に変更が生じたときは、「会員登録変更届」(様式第5号)を提出してください。

#### ◆ 退会手続き

縁結びの家を退会しようとする会員は「退会届」(様式第6号)を提出するとともに「会員証」を返還してください。

## 4. 活動内容

会員の活動内容は以下のとおりです。

- (1) 出合いや結婚の相談
- (2) 会員同士の交流会・親睦会(情報交換など)
- (3) 高知県主催のイベント情報の提供
- (4) 縁結びの家主催の交流イベントの情報提供(定期的)
- (5) 高知県マッチングサイトの利用促進
- (6) 会員募集の声掛け
- (7) お引き合わせ(サポーターのみ)
- (8) その他



## 5. 活動の流れ

### ◆ サポーター

- ① 県主催の「婚活サポーター養成講座」を受講し、サポーター登録をする
- ② 縁結びの家の会員登録をする
- ③ 結婚についての相談にのる、引き合わせを行う  
( 詳しい流れは、県発行「婚活サポーター活動マニュアル」のp3「Ⅱ婚活サポーターの活動」を参照 )

※①と②は、順番が逆になることも考えられます。

### ◆ サブサポーター

- ① 県主催の「婚活サポーター養成講座」を受講し、サブサポーター登録をする
- ② 縁結びの家の会員登録をする
- ③ 結婚についての相談にのる  
結婚や出会いを希望する独身者を、サポーターへ繋げる  
( 詳しい流れは、県発行「婚活サブサポーター活動マニュアル」のp2「Ⅱ婚活サブサポーターの活動」を参照 )

※①と②は、順番が逆になることも考えられます。

### ◆ 婚活応援団員

- ① 縁結びの家の会員登録をする
- ② 町内や各集落で出会いや結婚を希望する独身者を見つけるなど、情報収集を行い、会員同士で情報交換を行う
- ③ 身近にいる結婚や出会いを希望する独身者に対し、婚活制度の説明や縁結びの家及びサポーターを紹介する



## 6. アドバイザーについて

縁結びの家では、結婚支援活動の円滑化を図るため、アドバイザー 1 名を配置しています。

アドバイザーの業務内容

- ( 1 ) 出合いや結婚の相談窓口
- ( 2 ) 会員同士の交流会・親睦会の開催 ( 情報交換など )
- ( 3 ) 高知県主催のイベント情報の提供
- ( 4 ) センター主催の交流イベントの開催 ( 定期的 )
- ( 5 ) 高知県マッチングサイトの利用支援
- ( 6 ) 高知県の会員を増やすための取り組み
- ( 7 ) 応援団員の募集
- ( 8 ) 助成金等の支払いなど事務局的功能
- ( 9 ) 会員の登録・変更・名簿管理など



## 7. 相談窓口開設時間について

相談窓口開設時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分
休業日	土日祝日、年末年始 ( 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日 ) その他縁結びの家が特別に認めた日

- ◆ 事前に連絡していただければ、可能な範囲で、希望する時間帯にて対応いたします。
- ◆ 都合により、事務所不在の場合もあります。  
その場合はこちらへお電話ください。  
( すぐに出られない場合もありますが、ご了承ください。 )

T E L    0 8 8 9 - 2 0 - 9 5 9 0

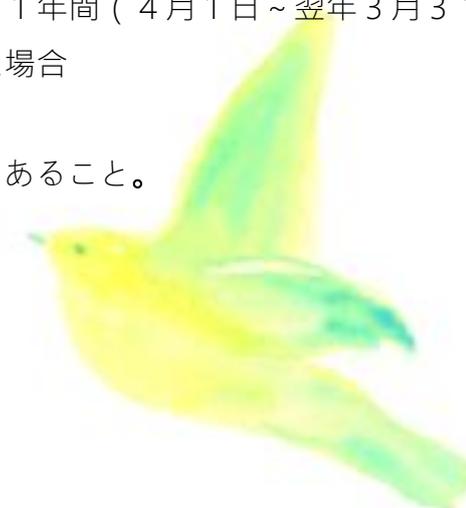
## 8. 会員登録の抹消について

- ◆ 会員が次のいずれかに該当するときは、会員登録を抹消します。
  - (1) 会員の要件に該当しなくなったとき
  - (2) 故意、重大な過失または、不正な行為により縁結びの家に損害を与えたとき
  
- ◆ 会員登録を抹消したときは「登録抹消通知書」(様式第7号)により通知します。通知を受けたときは、速やかに縁結びの家に「会員証」を返還してください。

## 9. 費用の負担、助成金について

会員が行う活動にかかる費用は、全て自己負担(ボランティア)となります。しかし、下記の条件を満たせば助成金をうけとることができます。また助成をうけるサポーターは、「助成金交付請求書」(様式第8号)を縁結びの家に提出してください。サブサポーターへの助成金は、サポーターが提出した書類に基づいてお支払いします。

- ◆ サポーターに対する助成金 10,000円  
条件：1年間(4月1日～翌年3月31日)に1回以上の引き合わせを行った場合
  
- ◆ サブサポーターに対する助成金 2,000円  
条件：相談者をサポーターに繋げ、且つ1年間(4月1日～翌年3月31日)に1回以上の引き合わせに至った場合
  
- ※ 相談者の住民票又は勤務地が仁淀川町であること。



## 10. お見舞金制度について

- ◆ このような時にお見舞金をお支払いします。
  - ・ 引き合わせの移動中の事故（自宅と引き合わせ場所の往復経路に限る）
  - ・ 引き合わせ活動に起因した熱中症や感染症
  - ・ その他縁結びが認める、引き合わせ中に負ったけがなど
- ◆ お見舞金を受け取る場合の条件は下記のとおりです。
  - ・ 自動車損害賠償責任保険、自動車保険及びバイク保険に加入していること
  - ・ LINE アプリのメッセージなどにて、引き合わせの活動予定を縁結びの家に事前に連絡していること

【報告内容：①会員氏名 ②日時 ③引き合わせ場所】

- ◆ 見舞金は一律5,000円とします。
- ◆ 見舞金を受け取る場合は「見舞金交付請求書」(様式第9号)及び、支払いを証明できる書類(病院の領収書や修理にかかった費用の明細など)の写しを縁結びの家に提出してください。

## 11. 保険加入について

- ◆ サポーターは、ボランティア活動保険に加入しなければ活動ができません。
- ◆ 保険に係る費用は、縁結びの家が全額負担いたします。

《補償金額》

ケガの保証	死亡保険金	1,040万円	
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額	4,000円	
賠償責任の保証	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)	

## 12. 個人情報保護について

- ◆ 相談者の情報（氏名、年齢、性別など）は、本人の許可を得た場合にのみ、会員間で共有します。
- ◆ 会員が活動に際して得た個人情報について、本人に利用の目的、範囲、方法について明示し、本人の許可なく他者に個人情報の提供はしないこと。
- ◆ サポート活動を終了したときは、会員は、保有した個人情報を相談者に返却するか、もしくは相談者の同意を得て完全な形で破棄すること。

## 13. その他の留意事項

- ◆ 結婚支援活動は、個人の出会いや結婚という非常にデリケートな問題にかかわっていきます。このため、活動にあたっては、以下の点等に十分注意して行ってください。
  - ・ サポーター自身の2等身以内の親族（子、孫等）については、サポーター自身の相談者としての登録やサポーター活動は行わないこと
  - ・ 相談者に対し、金品等の報酬を要求しないこと
  - ・ 相談者の人権を尊重する心構えを堅持し、宗教、思想、信条、病歴、心身の障害の状況などの情報については、相談者が自発的に話さない限り、会員から収集しないこと
  - ・ 相談者のプライバシーに立ち入らないこと
  - ・ 会員同士で相談者について話す場合は、場所などに気をつけ、他の人に聞かれないように注意すること
  - ・ 活動において、困ったことやトラブルが起こった場合は、速やかに縁結びの家に連絡すること

## 14. 様式一覧

様式第1号	入会申込書
様式第2号	個人情報保護に関する誓約書
様式第3号	会員証
様式第4号	会員証受領書
様式第5号	会員登録変更届
様式第6号	退会届
様式第7号	登録抹消通知書
様式第8号	助成金交付請求書
様式第9号	見舞金交付請求書
様式第10号	相談者 受付表





## 『縁結びの家 によどがわ』

相談窓口 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

【土・日・祝・年末年始(12月29日~1月3日)休み】

事前にご連絡いただければ、時間外でも柔軟に対応いたします。

事務所不在の場合はこちらへお電話ください。

(すぐに出られない場合もありますが、ご了承ください。)

T E L     0 8 8 9 - 2 0 - 9 5 9 0

事 務 局 長 石本和則

ア ド バ イ ザ ー 神原志織

受託事業者



### 合同会社 防災ネットワークによどがわ

〒781-1501 高知県吾川郡仁淀川町大崎490番地3

電話 0889-20-9590

FAX 0889-20-9591

メール info@bousai-nn.co.jp

ホームページ <https://bousai-nn.co.jp>